

昭和十六年勅令第八百八十九号

都道府県農業共済保険審査会規程

第一条 都道府県農業共済保険審査会ハ農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号以下「法」ト謂フ）第三百三十一条第一項及第四百三十三条の二第二項ノ規定ニ依リ其ノ権限ニ属セシメタル事項ヲ処理シ又ハ調査審議ス

第二条 審査会ハ都道府県ノ名ヲ冠ス

第三条 審査会ノ管轄区域ハ都道府県ノ区域トス

第四条 審査会ハ会長一人及委員九人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
法第四百三十三条の二第二項ノ規定ニ依リ都道府県知事ノ諮問シタル事項ヲ調査審議セシムルタメ必要アルトキハ審査会ニ臨時委員ヲ置クコトヲ得但シ其ノ数ハ三人以内トス

第五条 会長ハ都道府県知事ヲ以テ之ニ充ツ

第六条 委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ
一 都道府県知事ノ直近下位ノ内部組織ノ長 三人
二 農業共済組合ノ組合員又ハ法第八十五条の六第一項ノ共済事業ヲ行フ市町村トノ間ニ農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済若クハ園芸施設共済ノ共済関係ノ存スル者 三人
三 学識経験アル者 三人

第七条 臨時委員ハ学識経験アル者ヲ以テ之ニ充ツ

第八条 委員及臨時委員ハ都道府県知事ノ命ニ依リ前条第二項第二号及第三号ノ規定ニ依リ委員ノ任期ハ三年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第九条 臨時委員ハ当該事項ノ調査審議ノ終了ニ依リ退任ス

第十条 会長ハ会務ヲ総理ス
会長事故アルトキハ都道府県知事ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第十一条 審査会ノ會議ハ委員（法第四百三十三条の二第二項ノ規定ニ依リ都道府県知事ノ諮問シタル事項ヲ調査審議スル場合ニ於テハ委員及臨時委員）ノ過半数出席スルニ非ザレバ之ヲ開クコトヲ得ズ

第十二条 審査会ノ議決ハ出席セル委員及臨時委員ノ過半数ニ依リ可否同数ナルトキハ会長ノ決スル所ニ依ル

第十三条 審査会ノ審査ノ裁決ハ理由ヲ附シタル文書ヲ以テシ之ヲ申立者ニ交付ス

第十四条 審査会ニ幹事及書記ヲ置ク
幹事及書記ハ都道府県ノ職員ノ中ヨリ都道府県知事ノ命ニ依リ都道府県知事ノ命ニ依リ都道府県知事ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第十五条 書記ハ会長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十六条 本令ニ規定スルモノノ外審査会ニ関シ必要ナル事項ハ農林水産大臣之ヲ定ム

- 附則 (昭和十八年五月一日勅令第四一八号) 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 附則 (昭和十八年七月一日勅令第五六五号) 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 附則 (昭和十九年七月八日勅令第四四三号) 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 附則 (昭和二十年八月二十六日勅令第四八五号) 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 附則 (昭和二十一年一月三十一日勅令第六二二号) 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ昭和二十一年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和二十二年四月一日勅令第二二六号) 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和二十二年二月二七日政令第二九九号) 抄
第三条 この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則 (昭和二十八年八月二二日政令第二〇五号) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年一月一日) から施行する。

附則 (昭和三十三年九月二九日政令第三九一号) この政令は、昭和三十年十月一日から施行する。

附則 (昭和三十三年九月二九日政令第三九一号) この政令は、農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第九十九号）の施行の日（昭和三十三年一月一日）から施行する。

附則 (昭和三十三年九月二九日政令第三九一号) この政令は、行政不服審査法（昭和三十三年法律第六十号）の施行の日（昭和三十三年十月一日）から施行する。

この政令による改正後の規定は、この政令の施行前にされた行政庁の処分その他この政令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この政令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

この政令の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この政令の施行後も、なお従前の例による。この政令の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの政令の施行前に提起された訴願等につきこの政令の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

前項に規定する訴願等で、この政令の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、この政令による改正後の規定の適用については、同法による不服申立てとみなす。

附則 (昭和三十三年一月九日政令第三六四号) 抄
この政令は、農業災害補償法の一部を改正する法律の施行の日（昭和三十三年二月一日）から施行する。

附則 (昭和四十八年一月二二日政令第二二二号) 抄
この政令は、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第七十一号）の施行の日（昭和四十八年四月一日）から施行する。

附則 (昭和五十二年七月五日政令第二八二二号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十四年二月一日政令第一六号) 抄
この政令は、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（昭和五十四年四月一日）から施行する。

附則 (平成十一年二月二二日政令第四一六号) 抄
この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成十一年二月二二日政令第四一六号) 抄
この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成十一年二月二二日政令第四一六号) 抄
この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成十一年二月二二日政令第四一六号) 抄
この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成十一年二月二二日政令第四一六号) 抄
この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成十一年二月二二日政令第四一六号) 抄
この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成十一年二月二二日政令第四一六号) 抄
この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成十一年二月二二日政令第四一六号) 抄
この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成十一年二月二二日政令第四一六号) 抄
この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成十一年二月二二日政令第四一六号) 抄
この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成十一年二月二二日政令第四一六号) 抄
この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年九月二日から施行する。

附 則 (平成一八年一月二日政令第三六一号)

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

抄
